

平成27年1月8日(木曜日) 第 2656 号

発 行 **宮 崎 県**

印 刷 宮崎市旭1丁目6番25号 K・Pクリエイションズ株式会社

> 発 行 定 日 毎週月・木曜日 購読料(送料共) 1年 37,200円

目 次

規則

宮崎県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成27年1月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第1号

宮崎県行政組織規則の一部を改正する規則

宮崎県行政組織規則(平成10年宮崎県規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前

(健康増進課)

第30条 健康増進課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)~(11) [略]

- (12) <u>感染症対策審議会及び感染症の診査に関する協議会</u>に関すること。
- 2 感染症対策室においては、前項第10号<u>から第12号までに掲げる</u> 事務を分掌する。

(名称等)

第 262条 法第 138条の 4 第 3 項の規定に基づき設置された附属機 関の名称、担任事務及び主管部課は、次のとおりである。

						_	- •
名 称		担	任	事	務		主管部課
[略]							
宮崎県生活衛	[略]						
生適正化審議							
会							

改正後 (健康増進課)

第30条 健康増進課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)~(11) [略]

- (12) <u>小児慢性特定疾病審査会、指定難病審査会、感染症対策審</u> 議会及び感染症の審査に関する協議会に関すること。
- 2 感染症対策室においては、前項第10号<u>に掲げる事務、第11号に</u> <u>掲げる事務及び第12号に掲げる事務のうち感染症対策審議会及び</u> <u>感染症の審査に関する協議会に関する事務</u>を分掌する。

(名称等)

第 262条 法第 138条の 4 第 3 項の規定に基づき設置された附属機 関の名称、担任事務及び主管部課は、次のとおりである。

名 称	担 任 事 務	主管部課
[略]		
宮崎県生活衛	[略]	
生適正化審議		
会		
宮崎県小児慢	児童福祉法第19条の3第4項の規	福祉保健
性特定疾病審	定による小児慢性特定疾病医療費	部健康増
<u> 查会</u>	に係る医療費支給認定をしないこ	進課
	とについての審査に関する事務	
宮崎県指定難	難病の患者に対する医療等に関す	福祉保健
病審査会	る法律(平成26年法律第50号)第	部健康増

			7条第2項の規定による特定医療 に係る支給認定をしないことにつ	進課
[m/r]		- Fmtz 7	いての審査に関する事務	
[略]		[略]		

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

宮崎県告示第3号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第 8号)第1条第1項に規定する救急病院等と認定した。

平成27年1月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 名称及び所在地

名	称	所	在	地
医療法人将ックうした		宮崎市大字恒	5人字西原50)65番地

2 救急病院等の認定の有効期間 平成27年1月1日から平成29年12月31日まで

宮崎県告示第4号

森林法(昭和26年法律第 249号)第26条の2第2項の規定により 、次のとおり民有林の保安林の指定を解除する予定である。

平成27年1月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 解除予定に係る民有林の保安林の所在場所

日向市東郷町山陰字長迫己1329-29、東臼杵郡門川町大字川内字日平3499-69、字水ナシ 805-22、 822-13から 822-16まで、 865-11、 865-12、 873-8、字ニクシ 882-7、 894-2、 905-4、字赤木谷1021-5、1021-6、字今別府 955-4、 967-4、字飯干 986-4、字猪ノ内 928-12、字土々呂平1110-18、1110-19、字山中1101-23から1101-25まで、1102-13、1115-2、1116-2、東臼杵郡美郷町北郷黒木字玉カツラ1705-15、1705-16、1707-73、字シメ山1749-43、1756-32、1756-34、1756-42、字トン谷1746-6、1748-6、字土々呂1851-17、1851-18、1852-6、1852-7、1855-14、字日平4-14、字所野 410-12、 410-13、字ョリキ 192-31、 192-32、 192-34から 192-36まで、193-13、字アイノ内32-14、入下字アイノ内 130-6、字ウツキ藪 134-2、 134-3

- 2 民有林の保安林として指定された目的 水源のかん養
- 3 解除の理由 電気工作物設備用地とするため

宮崎県告示第5号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産 大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知 があった。

平成27年1月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 解除予定保安林の所在場所 延岡市(国有林。次の図に示す部

分に限る。)

- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 解除の理由 電気工作物設備用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第6号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産 大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知 があった。

平成27年1月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 解除予定保安林の所在場所 木城町(国有林。次の図に示す部 分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 解除の理由 電気工作物設備用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに木城町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第7号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産 大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知 があった。

平成27年1月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 解除予定保安林の所在場所 延岡市北川町川内名字小豆藪山83 42-4から8342-7まで、宮長町67-10から67-12まで、68-13 、68-14、69-25、69-26、70-15、70-16、日向市東郷町下三 ケ字矢櫃1984-100
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 解除の理由 電気工作物設備用地とするため

宮崎県告示第8号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産 大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知 があった。

平成27年1月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 解除予定保安林の所在場所 延岡市北川町川内名字椎葉谷山91 26-8、9126-9、日向市東郷町下三ケ字凉松1878-36
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 電気工作物設備用地とするため

宮崎県告示第9号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第29条の規定により、次のとお

り保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。 平成27年1月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 解除予定保安林の所在場所

西都市大字尾八重字柏葉1757-10、児湯郡木城町大字中之又字 塊所 325-11、字屋敷原31-7、43-6、字松尾1-5、1-6

- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 解除の理由 電気工作物設備用地とするため

宮崎県告示第10号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成27年1月8日から平成27年1月22日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年1月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線	道路	各の	路線名	路線名 区		新旧	敷地の 幅 員	延長
番号	種	類	20/07/10	1	間	の別	(メートル)	(メートル)
214	県道		上祝子綱の瀬線	町下原 滝下申 31地分 同市同 鹿川同	司町下	新	5.6 ~ 12.0 5.8 ~ 17.0	60. 5

宮崎県告示第11号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成27年1月8日から平成27年1月22日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年1月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線	道路	の	日存为中 石		пп	// m == // o +n ==
番号	種	類	路線名	区	間	供用開始の期日
214	県道		上祝子	延岡市	市北方	平成27年1月8日
			綱の瀬	町下原	鹿川字	
			線	滝下	申1番	
				31地分	先から	
				同市	司町下	
				鹿川	司字申	
				1番3	31地先	
				まで		

宮崎県告示第12号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、次のとおり

十砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとす る

平成27年1月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域 の箇所(渓流)番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現 象 の 種 類
延岡市	地下谷川	10 - 203 - 1 - 176	土 石 流
	奥納屋谷川	10 - 203 - 1 - 177	土 石 流
	島浦町(1)	10 - 203 - 1 - 178	土 石 流
	島浦町(2)	10 - 203 - 1 - 179	土 石 流
	島浦町(3)	10 - 203 - 1 - 180	土 石 流
	島浦町(4)	10 - 203 - 1 - 181	土 石 流
	関ヶ谷川	10 - 203 - 2 - 117	土 石 流
	島の浦	I - 1 - 1561	急傾斜地の崩壊
	白浜第1	I - 1 - 1563	急傾斜地の崩壊
	白浜第2	I - 1 - 1564	急傾斜地の崩壊
	奥 納 屋	I - 1 - 3558	急傾斜地の崩壊
	島浦 - 1	I - 1 - 3637	急傾斜地の崩壊
	島浦 - 2	I - 1 - 3638	急傾斜地の崩壊
	島浦 - 3	I - 1 - 3658	急傾斜地の崩壊
	島浦 - 4	I - 1 - 3659	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及 び延岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第13号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成27年1月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地	区	名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 箇 所 (渓 流) 番 号 現 象 の 種 類
	l			

延岡市	島浦町(1)	10- 203-1- 178	土	石	流
	島浦町(2)	10- 203-1- 179	土	石	流
	島浦町(4)	10- 203-1- 181	土	石	流
	関ヶ谷川	10- 203-2- 117	土	石	流
	島の浦	I - 1 - 1561	急傾	斜地の	崩壊
	白浜第1	I - 1 - 1563	急傾	斜地の	崩壊
	白浜第2	I - 1 - 1564	急傾	斜地の	崩壊
	奥 納 屋	I - 1 - 3558	急傾	斜地の	崩壊
	島浦 - 1	I - 1 - 3637	急傾	斜地の	崩壊
	島浦 - 3	I - 1 - 3658	急傾	斜地の	崩壊
	島浦 - 4	I - 1 - 3659	急傾	斜地の	崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及 び延岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

公告

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第87条の 3 第 1 項の規定により、矢立地区県営土地改良事業(椎葉村、中山間地域総合整備事業)に係る土地改良事業計画を変更する。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年1月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 縦覧に供する書類
 - 変更に係る土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間

平成27年1月8日から平成27年2月6日まで

- 3 縦覧場所
 - 椎葉村役場農林振興課内
- 4 その他

この公告に係る土地改良事業計画の変更(以下「この計画の変

更」という。)に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、異議申立ての決定に対して不服があるときは、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(宮崎県知事が被告の代表者となる。)、当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

なお、土地改良法第87条の3第6項において準用する同法第87 条第10項の規定により、この計画の変更についての異議申立てに 係る決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第87条の3第1項の規定により、尾鈴北第1地区県営土地改良事業(川南町・都農町、畑地帯総合整備事業)に係る土地改良事業計画を変更する。

なお、関係書類を次のとおり縦覧する。

平成27年1月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 縦覧に供する書類
 - 変更に係る土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間

平成27年1月8日から平成27年2月6日まで

3 縦覧場所

川南町役場農地課内

都農町役場建設課内

4 その他

この公告に係る土地改良事業計画の変更(以下「この計画の変 更」という。)に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の 翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して異議申立てを することができる。

また、異議申立ての決定に対して不服があるときは、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(宮崎県知事が被告の代表者となる。)、当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

なお、土地改良法第87条の3第6項において準用する同法第87 条第10項の規定により、この計画の変更についての異議申立てに 係る決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

建設業法(昭和24年法律第 100号)第29条第1項の規定により、 建設業者許可を次のとおり取り消した。

平成27年1月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

	処分を受けた建	設業者			処分の内容	処分の原因と	加八大)七年日日	
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業 所の所在地	許可の 区分	取り消した業種	なった事実	処分をした年月日	
宮崎県知事許可(般-23)第1710号	㈱岩切建設	岩切 洋	宮崎県児湯 郡高鍋町大 字持田1582	一般	土木工事業	平成26年11月 21日付けで廃 業した旨の届	平成26年11月21日 (一部廃業)	
宮崎県知事許可(般-23)第6603号	㈱やまかわ興 産	河野 利久	宮崎県日向 市大字細島 667-12	一般	管工事業	平成26年11月 19日〃	平成26年11月19日 (一部廃業)	
宮崎県知事許可(特-25)第8176号	㈱宮防	村社勝	宮崎県宮崎 市大字田吉 1886	特定	土木工事業、とび・土 工工事業	平成26年11月 13日〃	平成26年11月13日 (一部廃業)	
宮崎県知事許可	(有)西日本機動	木脇 浩二	宮崎県都城	一般	土木工事業、石工事業	平成26年11月	平成26年11月7日	

(般-25)第 13213号				市宮丸 2 — 9		、鋼構造物工事業、ほ 装工事業、しゅんせつ 工事業、水道施設工事 業	7日″	(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-23)第 400号	㈱佐藤土木	佐藤	智祐	宮崎県宮崎 市佐土原町 下那珂9876 - 9	一般	土木工事業、とび・土 工工事業、石工事業、 ほ装工事業、しゅんせ つ工事業、造園工事業 、水道施設工事業	平成26年11月 20日 "	平成26年11月20日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-23)第4428号	瀬戸建設	瀬戸	厚男	宮崎県都城 市神之山町 2365	一般	建築工事業、大工工事業	平成26年11月 17日〃	平成26年11月17日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-22)第7310号	術)鶴羽建設	鶴羽	敏博	宮崎県延岡 市稲葉崎町 3-1440- 1	一般	土木工事業	平成26年11月 4日″	平成26年11月 4 日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-23)第 12903号	樹組	渡邊	祐樹	宮崎県宮崎 市大塚町竹 下 520-40	一般	とび・土工工事業	平成26年11月 12日〃	平成26年11月12日 (全廃業)

入札.公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成27年1月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 購入物品及び数量 旋盤 14式
- (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期限 平成27年3月25日
- (4) 納入場所 宮崎県立延岡工業高等学校 宮崎県立佐土原高等 学校
- (5) 入札方法 (1)の購入物品について入札を実施する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100分の8に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格
- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - ア 平成26年宮崎県告示第 487号に規定する資格を有する者であること。
 - イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
 - ウ 納入する物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを、納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。
- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ及びウの資格要件を満たすことを証明する書類を平成27年1月19日までに下記3(1)の場所に提出し事前に審査を受けること。
- 3 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るため の申請の方法

上記 2(1)アに掲げる資格を有しない者で参加を希望する者は、 下記の申請を行うこと。

(1) 申請書用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県総務部総務事務センター物品担当 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号郵便番号880-8501 電話番号0985(26)7208

(2) 申請書類の受付期間 平成27年1月8日から平成27年1月15日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある

なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは 、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

- 4 契約条項を示す場所及び期間
 - (1) 場所 宮崎県総務部総務事務センター物品担当
 - (2) 期間 平成27年1月8日から平成27年1月22日まで(土曜日 、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)
- 5 入札説明書の交付場所及び交付期間
- (1) 場所 宮崎県総務部総務事務センター物品担当
- (2) 期間 平成27年1月8日から平成27年1月22日まで(土曜日 、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)
- 6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所 宮崎県総務部総務事務センター物品担当
- (2) 提出期限 平成27年1月22日午後3時(郵便にあっては、平成27年1月21日午後5時必着)
- (3) 提出方法 持参又は送付(郵便にあっては、書留郵便に限る。)によること。
- 7 開札の場所及び日時
- (1) 場所 宮崎県庁1号館4階総務事務センター入札室 宮崎市 橘通東2丁目10番1号
- (2) 日時 平成27年1月22日午後3時
- 8 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則 第2号)第 100条の規定による。

9 入札の無効に関する事項

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に 求められる義務を履行しなかった者のした入札その他宮崎県財務 規則第 125条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

10 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札 を行った者を落札者とする。

11 契約に関する事務を担当する部局等 宮崎県総務部総務事務センター物品担当

- 12 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- 13 その他
- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づ く政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情 検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場 合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 14 Summary
 - (1) Nature and quantity of the products to be purchased: lathes 14sets
 - (2) Timelimit for tender: 3:00p.m.22 January, 2015
 - (3) Contact point for the notice:Office Employee General Affairs Center Miyazaki Prefectural Government, 2-10-1 Tachibanadori Higashi, Miyazaki City, 880-8501 Japan.

TEL:0985 -26-7208

監査委員公告

平成26年9月4日付けで提出した監査の結果に対して、宮崎県知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、次のとおり公表する

平成27年1月8日

宮崎県監査委員 宮 本 尊 宮崎県監査委員 山 口 博 宮崎県監査委員 中 野 廣 明 宮崎県監査委員 田 口 雄 二

1 県の機関を対象とした定期監査

機関名	監査の結果	講じた措置
大阪事	旅費について、交通費	支給不足となっていた職
務所	の算出を誤り支給不足と	員に対しては、直ちに差額
	なっているものが散見さ	分の支払を行った。
	れた。善処を要する。(また、交通費の算出誤り
	注意事項)	等を防ぐため、出力した旅
		行命令書は複数の職員で確
		認するよう事務処理を改め
		た。
小林県	県税の窓口収納につい	県税窓口において収納を
税・総	て、収納すべき額を誤っ	行う際は、納税された方と
務事務	て受領していた。留意を	一緒に紙幣の枚数や金種等
所	要する。(注意事項)	預かる金額及び釣り銭金額
		を確認するなど、入念に行
		うことの徹底を図ることと
		した。
高鍋県	県税の窓口収納につい	県税窓口において収納を
税•総	て、収納すべき額を誤っ	行う際は、納税された方と
務事務	て受領していた。留意を	一緒に紙幣の枚数や金種等
所	要する。(注意事項)	預かる金額及び釣り銭金額
		を確認するなど、入念に行
		うことの徹底を図ることと
		した。

	宋 公 和		
日向県	狩猟税申告書について	直ちに適正に消印処理を	
税•総	、証紙に消印が押されて	行った。今後は、証紙消印	
務事務	いないものがあった。善	処理後に担当リーダー及び	
所	処を要する。(注意事項	出納員による書類確認を行	
)	 うこととし、宮崎県収入証	
		 紙条例施行規則第9条に基	
		づく適切な事務処理に努め	
		3.	
西臼杵	母子福祉資金貸付金等	母子寡婦福祉資金につい	
支庁	について、収入未済額が	ては、家庭訪問や電話によ	
又门	l		
	前年度と比較して増加し	り生活実態を把握の上、具	
	ている。収入促進につい	体的な償還計画を作成し、	
	て、一層の努力が望まれ	償還の度に借主にも確認し	
	る。(注意事項)	てもらうことで償還意識の	
		向上を図っている。	
		また、滞納金が発生しな	
		いよう、引き続き貸付時及	
		び償還開始時に、償還義務	
		について十分説明し、指導	
		を行っていく。	
		生活保護費償還金につい	
		ては、家庭訪問や電話を行	
		うことにより、生活実態を	
		把握し粘り強く納付を促し	
		ていく。	
		また、被保護者の収入状	
		況を把握し、収入申告を徹	
		底するとともに、把握した	
		収入については、被保護者	
		 が費消してしまう前に返還	
		命令措置を講じるなど、速	
		 やかな事務処理を行うこと	
		で未収金の発生防止に努め	
		3.	
	非常勤職員の報酬につ	勤務条件通知書の内容に	
	いて、支払時期が遅れて	ついて、担当内の職員に周	
	いるものが散見された。	知を行うとともに、毎月の	
	留意を要する。(注意事	支払に必要な報告書につい	
	項)	て、複数名により確認を行	
	(A)	うなど、適正な報酬の支払	
		に努めている。	
	旅費について、旅行雑	支給不足となっていた旅	
	費の調整誤りにより支給	大幅が足となっていた派 行雑費については、平成26	
	不足となっているものが	年7月31日に支払を行った	
	· · -		
	あった。善処を要する。 (注意事項)	。 平成25年7月から、新旅	
	(任尽事供)		
		費システムの稼働により、	
		旅行雑費調整誤りの対策が	
		図られており、また、旅費	
		計算書の複数名チェックを	
		徹底するなど、適正な旅費	
p	ポュルカアル・レント・・・・・	支給に努めている。	
医療薬	看護師等修学資金貸付	債権者に対し、福祉こど	
務課	金について、収入未済額	もセンターに配置している	

		古 响 宋 公 7	-IX	 1,44 =- 1 - 7,7 - 7	口 (不唯口) 另 2000 与
	が前年度と比較して増加	債権管理事務嘱託員の活用			るなど、センター全体で
	している。収入促進につ	等により、督促や計画的な			の取組を展開するととも
	いて、一層の努力が望ま	返納指導(文書・電話・訪			に、引き続き、経済情勢
	れる。(注意事項)	問)を実施するとともに、			の悪化により生活が困窮
		債権者の生活状況を踏まえ			している滞納者について
		、必要に応じ分割納入の措			は、個々のケースに応じ
		置を採るなど個々のケース			たきめ細かな説明や納入
		 に応じた納入指導を徹底し			指導を行い、納入に関す
		、収入促進に努める。			る意識を啓発し、収入未
		また、現年度分に係る滞			済額の減少に努める。
		納について、初期段階での			2 児童扶養手当返還金
		納入指導を徹底し未済額の			児童扶養手当返還金に
		増加防止に努める。			ついては、公的年金の受
	上江口洪弗万里へにつ	生活保護費返還金につい			
国保•	生活保護費返還金につ				給や婚姻等により、手当
援護課	いて、収入未済率が前年				の受給資格が喪失した場
	度と比較して増加してい	、生活保護法施行事務監査			合に受給者本人からの届
	る。収入促進について、	や各種会議等において、返			出が遅れることにより発
	一層の努力が望まれる。	還金の決定及び徴収等の適			生するものであり、町村
	(要望事項)	正実施に努めるよう指導助			の協力を得ながら、新た
		言を行っているところであ			な返還金の未然防止等に
		る。			取り組んでいるが、債権
		また、各福祉事務所にお			者の経済基盤の脆弱さも
		いても、未収金対策会議の			あり、収入未済額の解消
		開催、未収金徴収強化月間			に結びついていない。
		の設定による重点的な納入			このため、下記の対策
		指導を行うとともに、債権			について、さらに徹底を
		管理事務嘱託員の活用を図			図り、収入促進等に努め
		るなど、収入促進に努めて			ていく。
		いるところである。			(1) 資格喪失時の届出義
		今後とも引き続き、各福			務の周知を図るととも
		祉事務所に対し、収入促進			に、町村と連携し、資
		に努めるよう指導を行うと			格喪失者の早期把握に
		ともに、返還金の原因とな			努める。
		りやすい遡及年金等の収入			(2) 連絡不能となった債
		状況の把握に努めるよう、			務者に対する公簿等の
		併せて指導助言を行うこと			調査や、長期未納者に
					対しては、債務承認書
陸宝石	精神障がい者地域移行	とする。 業務委託の契約書作成に			を徴する等適正な債権
障害福					
社課	支援事業等の業務委託に	ついては、委託先との十分			管理に努める。
	ついて、契約書の作成が	な連携のもと、速やかに事			(3) 債務者に対し、督促
	遅れているものが散見さ	務処理を行うように改善す			状の発送、職員や児童
	れた。留意を要する。(る。さらに、チェック体制			扶養手当管理員による
	注意事項)	の強化を図り、進捗状況の			電話や訪問による返納
		管理を徹底し、適正な事務			指導を行うとともに、
		処理に努めていくこととす			個々のケースに応じた
		る。			償還指導を行う。
こども	児童保護費負担金等に	1 児童保護費負担金			3 母子寡婦福祉資金貸付
家庭課	ついて、収入未済額等が	各福祉こどもセンター			金
	前年度と比較して増加し	において、債権管理事務			滞納者の多くは、償還
	ている。収入促進につい	嘱託員が債務者宅へ家庭			意識はあっても、厳しい
	て、一層の努力が望まれ	訪問等を行っていること			社会情勢の中、他の借入
	る。(要望事項)	に加え、定期的に未収金			れや低所得のため、償還
		対策会議を開催し、未収			が困難となっており、特
		金徴収強化月間を設定す			に滞納が多い修学関係資
		EN NATULTING EIXACT			

	- 成 27 平 1 万 0 口 (卢	뿌밁	ᅲ	<u> </u>	刊	
		金においては、連帯して						て納付を促すなど、担当者
		債務を負う児童の就職難						と連携を図りながら地道に
		が、母親の大きな負担と						未収金回収に取り組んでい
		なっている状況もあり、						る。
		収入未済の解消が図られ						さらに、負担金額の決定
		ていない。						 を速やかに行い納付を依頼
		このため、母子寡婦福						するなど、未収金発生の防
		祉資金貸付金収納促進対						止にも努めている。
		策要領に基づき、下記の	H	南部福	上 迁	 足	 返還金につ	生活保護費返還金につい
		事項に積極的に取り組み		社こど			済額が前年	ては、課税状況調査や年金
					· ·			
		、償還促進に努めていく		もセン			増加してい	調査の実施により収入状況
		0		ター			について、	を的確に把握するとともに
		(1) 貸付制度運用対策会					望まれる。	、被保護者に対して収入申
		議を開催し、制度の適			(注意	事項)		告の指導を徹底し、収入把
		正運用と償還対策の強						握と返還決定を早期に実施
		化を図る。						することにより消費済みに
		(2) 償還指導強化月間を						よる滞納の発生防止に努め
		設け、特別償還指導を						る。
		実施する。						また、滞納を解消するた
		(3) 督促や催告の実施と						め、債権管理事務嘱託員を
		併せ、長期未納者には						 積極的に活用して納入を督
		誓約書の提出を求める						 促するとともに、履行延期
		など、適正な債権管理						の活用など個々のケースに
		に努める。						応じたきめ細やかな指導を
		(4) 滞納の常態化を防ぐ						行い、滞納者への納入啓発
		ため、滞納発生初期に						と収入未済額の減少に努め
		おいて、早期・集約的						
			ŀ	11, 20, 20	4.江	/□ =#: ale		る。
		な償還指導を実施する		北部福			返還金等に	未収金対策については、
		0		祉こど			未済額等が	センター全体の課題として
		(5) 新たに償還が始まる		もセン			して増加し	取り組んでおり、所長をト
		借主等に対して償還期		ター	ている。	。収入	.促進につい	ップとする未収金対策会議
		間到来の連絡を実施し			て、一	層の努	力が望まれ	を定期的に開催し、滞納状
		、償還計画の再認識を			る。(注意事	項)	況の確認や目標設定を行う
		促すとともに、口座振						とともに、滞納者の生活実
		替の利用促進を図る。						態に応じた分割納入などの
中央	२福 児童保護費負担金等に	児童入所施設との連携を						対応策についても検討して
祉こ	こと ついて、収入未済率が前	密にし、債務者に関する情						いる。
もセ	マン 年度と比較して増加して	報収集に努めながら、債務						平成25年11月には債権管
ター	- いる。収入促進について	者への電話・文書・家庭訪						 理事務嘱託員が行う訪問催
		問等により納付指導を行っ						 促等を効率的に行うため、
	。(注意事項)	ている。						事務処理の基本的な事項を
		特に、未収となっている						定め、それにのっとり、対
		案件については、年3回の						象者や訪問催促頻度等を決し
		未収金対策会議において、						
		マ 収納率の目標設定や対象者						定している。
								さらに、年3回の未収金
		リストを作成し、目標達成						納入指導強化月間に、夜間
		のために、徴収強化期間を						の自宅訪問や電話催告、来
		設け、集中的に夜間訪問等						所による相談・指導を行う
		による指導を実施している						など集中的な取組を行って
		0						いる。
		また、過年度からの滞納						また、新たな未収金の発
		者については、年間を通じ						生を防止するため、生活保
		、債権管理事務嘱託員が、						護費返還金については収入
		家庭訪問等を粘り強く行っ						申告の指導の徹底、母子寡
\sqcup		1						

		<u>古 </u>	FIX		1,20,27 1 1 73 0	口(小唯口) 另 2030 与
		婦福祉資金貸付金について			見された。善処を要する	た。
		は貸付時の丁寧な説明を徹			。(注意事項)	今後、県外出張における
		底するなどの取組を強化す				交通費の算出誤りを防止し
		ることとしている。				、適正な旅費を支出するた
児湯福	生活保護費返還金等に	生活保護費返還金等未済				め、重点確認事項一覧を作
祉事務	ついて、収入未済額が前	金については、常に直近の				成し、チェック機能の強化
所	年度と比較して増加して	 納入状況を共有し、随時未				を行うこととした。
	いる。収入促進について	収対策の会議を開催して、			庁舎清掃業務委託につ	庁舎清掃業務委託につい
	、一層の取組が望まれる	具体的な対策を講じる。さ			いて、検査調書が作成さ	て、検査調書の作成を速や
	。(指摘事項)	らに収入促進強化期間を設			れていなかった。留意を	かに行った。
	0 (旧順事項)	定し、電話や訪問による返			要する。(注意事項)	今後、契約期間の総額が
					女りる。(任心事項)	
		還指導及び行方不明者の住				100万円以上の契約につい
		所確認を強化する。				て、予算執行伺に「最終回
		また、課税調査や年金調				支出時、検査調書の作成」
		査により、収入未申告等に				と記載し、適正な事務処理
		伴う徴収金自体の発生防止				を行うこととした。
		に努める。		観光推	「日本のふるさと宮崎	今後は、補助金交付決定
		なお、生活保護法の改正		進課	」誘客促進事業費補助金	事務に係る進捗状況の管理
		により、生活保護費との相			について、交付決定事務	を徹底するとともに、課内
		殺が可能となる平成26年7			が遅れていた。留意を要	のチェック体制を強化し、
		月1日以降の徴収対象金に			する。 (注意事項)	事務が滞ることのないよう
		ついては、可能な限り保護				適正な事務処理に努める。
		費との相殺を行うこととす		畜産振	畜産振興補助事業補助	受託事業については、内
		る。		興課	業務の受託について、調	示通知があった時点で調定
		日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日			定事務が遅れていた。留	
		については、償還会議を毎			意を要する。(指摘事項	今後は、調定事務の遅れ
		月開催し、滞納状況の確認)	がないよう、適正な事務処
		や個別の対応策を協議する				理に努める。
		とともに、当該月の償還指		宏玄吐	口蹄疫埋却地再生活用	
				家畜防		今後、業務委託の実施に
		導強化対象者を決定し、集		疫対策		
		中的な償還指導を行う。ま		課	について、支出負担行為	
		た、年3回の償還指導強化			の整理時期が遅れている	、適正な事務処理に努める
		月間を設定し納入指導を強			ものが見受けられた。留	0
		化する。			意を要する。(注意事項	
小林保	旅費について、旅行雑	当該旅行雑費については)	
健所	費が重複して支給されて	、速やかに戻入処理を行っ		北諸県	火薬類の譲渡又は譲受	今後、宮崎県収入証紙条
	いるものが見受けられた	た。		農林振	許可申請手数料等につい	例施行規則等に基づき、申
	。善処を要する。(注意	今後はチェック体制を強		興局	て、証紙の消印が申請書	請書類を受理時に押印する
	事項)	化し、同様の誤りがないよ			受理時に押されていない	とともに、複数の職員で確
		う再発防止に努めることと			ものが散見された。留意	認することを徹底し、適正
		した。			を要する。(指摘事項)	な事務処理に努める。
	診療所開設許可申請に	診療所開設許可申請につ		総合農	畑作園芸支場における	今後は、自動車等管理要
	ついて、添付書類が不足	いては、添付書類の有無及		業試験	公用車の管理について、	綱等を十分に認識して事務
	しているものがあった。	び内容を確認するため、審		場	法定定期点検整備を実施	を行うとともに、チェック
	留意を要する。(注意事	査票を作成し、漏れなく確		- 53	していないものがあった	体制の強化を図り、再発防
	項)	認できるようにした。			。留意を要する。(指摘	止に努める。
		これにより、申請書受付			事項)	正に分のる。
						担って士処しゃが仁地車
		時の添付書類の確認を確実			亜熱帯作物支場におけ	誤って支給した旅行雑費
		に行うとともに、決裁時に			る旅費について、旅行雑	については、戻入処理を行
		おけるチェック体制の強化			費が重複して支給されて	った。
		を行うこととした。	-		いるものがあった。善処	今後は、適正な会計事務
高鍋保	旅費について、交通費	交通費の算出誤り等によ			を要する。(注意事項)	を行い、再発防止に努める
健所	の算出誤り等により支払	り支払った旅費の追給及び				0
	額を誤っているものが散	戻入の処理を速やかに行っ			旅費について、旅行命	誤って支給した旅費につ
			_			

	A = 7.16	· - · · = t to em de de .	 '	<u> </u>	/ A TX	A (//)
	一令の重複により過払とな	いては、戻入処理を行った			土石採取料について、	今後は、職員に対して関
	っているものがあった。	0			調定事務が遅れているも	係規程の周知徹底を図ると
	善処を要する。(注意事	今後は、適正な会計事務			のがあった。留意を要す	ともに、チェック体制を強
	項)	を行い、再発防止に努める			る。(注意事項)	化し、適正な事務処理に努
		0				める。
宮崎土	道路占用料について、	過徴収となっていた道路			公有財産使用料につい	公有財産使用料(行政財
木事務	調定額の算定を誤り過徴				て、調定額の算定を誤り	
所	収となっているものがあ	みである。			過徴収となっているもの	
191		_				
	った。善処を要する。(また、過去5年分、算定			があった。善処を要する	である。
	注意事項)	誤りがないことを確認した			。(注意事項)	今後は、算定額の誤りが
		0				ないよう、職員に対して関
		今後は、担当リーダー、				係規定の周知徹底を図ると
		課長による二重チェックを				ともに、チェック体制を強
		徹底し、適正な事務処理に				化し、適正な事務処理に努
		努める。				める。
	河川敷占用料について	未納案件については、滞	1	建設技	旅費について、航空賃	旅費の過払については、
	、滞納整理票が整理され			術セン		
	ていないものが散見され	今後、滞納が発生した案		ター	ているものがあった。	また、精算払の書類不備
	た。留意を要する。(注	件については、督促状を送			また、精算払の確認に	
	(意事項)	付するとともに催促を行い			必要な書類がないものが	
		早期納入を促し、その経緯			あった。善処を要する。	ック旅行に係る領収証の未
		を滞納整理票に記載し整理			(注意事項)	発行によるもので、後から
		する。				の再発行は不可能であった
	移転補償に係る支障電	今後は、担当職員におい				ため、予約時の金額等が確
	気通信線路移転工事契約	て、契約ごとの工期管理を				認できる書類を添付した。
	について、契約書で定め	徹底するとともに、担当リ				今後は、旅費支払時のチ
	た期間内に工事が完了し	- ダーにおいても、全契約				ェックを強化するとともに
	ていないものがあった。	の工期を管理し、工期延長				、外部講師がパック旅行や
	留意を要する。(注意事	の協議漏れのないようにし				航空機を利用する場合には
	項)	た。				、領収証等支払が確認でき
	河川法に基づく工作物	許可申請者に対し、着手				る書類の提出が必要である
	の新築等の許可について	届及び完了届の提出につい				旨を事前に周知するよう徹
	、着手届や完了届のない					底することとした。
	ものが散見された。留意	、適正な事務処理に努める		中部港	港湾施設用地使用料に	本件は、占用許可等を行
	を要する。(注意事項)	、過止な事物処理に方める		湾事務		った際に港湾施設用地使用
±217 1-1:	概算払した旅費につい	○ 塩+1八の炒弗については				
都城土	11221411	過払分の旅費については		所	ているものが見受けられ	料の調定を失念していたも
木事務	て、精算手続を誤り過払	、戻入を完了した。			た。留意を要する。(指	のである。
所	となっているものが見受	今後は、支給された旅費			摘事項)	今後、財務規則の規定の
	けられた。善処を要する	の計算内容と実際の行程等				確認を徹底するとともに、
	。(注意事項)	に変更が生じていないか、				所内におけるチェック体制
		証拠書類等をもとに十分確				を強化し、適正な事務処理
		認した上で旅行後の精算手				に努める。
		続を行うよう、周知徹底を			水域等占用料について	不明瞭な境界などに基づ
		図った。			、調定額の算定を誤って	く算定及び端数処理誤りに
日向土	物品の処分について、	物品の処分に当たっては	1		いるものが見受けられた	ついては、適正に処理する
木事務	売払代金の収納前に引渡	、適宜事務処理の内容確認			。善処を要する。(指摘	
所	しを行っているものがあ	を行うなど、「物品管理事			事項)	今後、算定根拠を明確に
	った。留意を要する。(務の手引」等に従い適正な				するとともにチェック体制
	指摘事項)	事務処理に努める。				の強化を図り、適正な事務
延岡土	立竹木の補償契約書に	今後は、用地・補償契約	1			処理に努める。
木事務	ついて、対象物件の所在	事務に係る契約書の記載内			港湾使用料について、	今後、財務規則の規定の
所	地の表示が適切でないものが見ぶけるわないの意	容についてチェックを強化			督促状の送付事務が遅れ	確認を徹底するとともに、
	のが見受けられた。留意	し、適正な事務処理に努め			ているものが散見された	所内におけるチェック体制
	を要する。(指摘事項)	る。			。留意を要する。(注意	を強化し、適正な事務処理

		<u> </u>		公士	f仅 			一一块 27 年 1 万 0	日(个唯日 <i>)</i>
	事項)	に努める。							しており、更なる収納促進
		また、滞	納解消	のために					に取り組み、育英資金事業
		、滞納整理	の年間	スケジュ					の安定した運営ができるよ
		ールを立て	るとと	もに、事					う努めていく。
		 務所内の滞	納指導	体制を整				財産貸付料について、	本件は、教職員住宅にお
		える。							ける電柱敷使用料の調定事
	宮崎港航路標識灯点検	今後、財	· 終期間	の担定の	1			のが見受けられた。留意	
	整備業務委託について、	確認を徹底						を要する。(注意事項)	れていたものである。
	支出負担行為の整理時期	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	.,	•				と女りる。(任心事項)	今後は、歳入事務につい
	が遅れていた。留意を要	を強化し、	適比な	争份処理					て相互確認を徹底し、適正
D 1 74 1-	する。(注意事項)	に努める。	4P= / I A	Anton _ I a Nation	- 1	-	AH HH	11-2-211, 11	な会計処理に努める。
財務福	育英資金貸付金等につ	育英資金					高鍋農	扶養手当について、過	
利課	いて、収入未済額が前年						業高等		について、特定期間終了と
	度と比較して増加してい	は、返還者	の増加	に伴う返			学校	一った。善処を要する。(なった扶養親族の確認が十
	る。収入促進について、	還総額の増	加や、	経済状況				注意事項)	分に行われず、手当が過払
	一層の取組が望まれる。	の悪化に伴	う未就	労・収入					となっていたものである。
	(指摘事項)	減等による	滞納の	増による					監査指摘後、速やかに手
		ものである	0						当額の戻入処理を行った。
		平成24年	度より	、育英資					今後は、給与支給事務に
		金事業の円	滑な運	営と経理					係るチェックを強化し、再
		の明確化を	図るた	めに、こ					発防止に努める。
		れまで一般	会計で:	運営して			都城き	特別支援学校医療的ケ	本件は、特別支援学校医
		いた育英資					りしま	ア実施事業委託について	療的ケア実施事業委託につ
		計により運					支援学	、契約額から減額する単	
		た。					校	価を誤っていた。留意を	
		た。 特別会計	・ルトス・	運営のも				要する。(注意事項)	弁償の積算単価が誤ってい
		とで、滞納						女 りる。 (任心事項)	たものである。
		の長期化防							今後は、積算基礎となる
		24年度から							単価等のチェック体制を強
		管理員)を	_						化し、財務規則等関係法令
		増員し、滞							に従い適正な事務処理に努
		人に対する							める。
		指導を強化	してい	る。				都城きりしま支援学校	本件は、特別支援学校の
		また、貸	与申請	の段階で				スクールバス運行業務委	スクールバス運行業務委託
		本人や保護	者へ返	還につい				託について、検査調書が	について、契約金額が 100
		てきめ細か	な説明	を行い、				作成されていなかった。	万円以上の単年度契約にお
		返還に対す	る意識	付けの徹				留意を要する。(注意事	いて必要な検査調書が作成
		底を図って	いる。					項)	されていなかったものであ
		これらの	取組に	加えて、					る。監査後、速やかに検査
		平成25年度	からは	、返還時					調書を作成した。
		の負担を軽	減する	貸与額の					今後は、委託業務完了後
		 選択制や返	還者の	利便性と					における必要書類のチェッ
		収納率の向	上が図	れる返還					ク体制を強化し、財務規則
		金の口座振							等関係法令に従い適正な事
		、新たな滞							務処理に努める。
		取り組んで		WDJTF10		-	日向ひ	日本スポーツ振興セン	本件は、日本スポーツ振
		_		全迈是伊					
				金返還促			まわり	ター共済掛金について、	興センター共済掛金の払込
		進強化事業					支援学		
		返還者に対					校	みが遅れていた。留意を	の合計額が1万円を超えた
		務の外部委						要する。(指摘事項)	日に指定金融機関での払込
		のない長期	滞納者	等に対す					みをしていなかったもので
		る法的措置	を実施	した。					ある。
		今後はコ	ンビニ	エンスス					今後は納入通知書を保護
		トアを利用	した収	納も検討					者ごとに発行し、保護者が
								1	

干风	2/ 年 1 月 8 日(不唯日	1) 第 2000 万
		金融機関で納入する方法へ
		変更を行うことで、適正な
		収入処理に努める。
	教員特殊業務手当につ	本件は、職員の修学旅行
	いて、教員特殊業務従事	生徒引率における教員特殊
	実績簿が作成されていな	業務従事実績簿を作成せず
	かった。	に報告を行っていたもの及
	また、受給資格のない	び手当の支給対象とならな
	職員に支給されているも	い職員に支給していたもの
	のがあった。善処を要す	である。
	る。(指摘事項)	監査指摘後、速やかに実
		績簿を整備し、誤支給につ
		いては該当月の手当額の戻
		入処理を行った。
		今後は、給与支給事務の
		適正な処理と再発防止に努
		める。
日南病	空調及び計装設備保守	平成26年度の空調及び計
院	点検業務委託について、	装設備保守点検業務委託に
100	第三者への一部再委託に	おいては、委託業者から業
	係る承認手続が行われて	務体制報告書を提出させ、
	いなかった。留意を要す	一部再委託に係る承認手続
	る。(注意事項)	を行っている。
	20 ([[2]4.4])	今後は、担当者間で十分
		にチェックを行い、適正な
		委託事務の執行に努める。
延岡病	旅費について、交通費	今回の指摘は、県外旅費
院	の算出を誤り支給不足と	の計算において空港から起
BE	なっているものが散見さ	点までの交通費の算出に誤
	れた。善処を要する。(りがあり、支給不足となっ
	注意事項)	たものである。
	(江心事項)	監査後、支給不足となっ
		この この この については、 速
		やかに追給処理を行った。 今後は、職員の旅費に関
		する条例及び関係通知等に 基づき、旅費の算定を慎重
		に行い、適正な事務処理に
	<u> </u>	努める。
	行政財産の目的外使用	, ,
	許可について、行政財産	ルドロッカー及びレンタル
	使用許可台帳が作成され	テレビについて、平成25年
	ていないものが見受けら	度までは行政財産使用許可
	れた。善処を要する。(台帳が整理されていたが、
	注意事項)	平成26年度分の作成がなさ
		れていなかったものである
		監査後、直ちに行政財産
		使用許可台帳を作成した。
		今後は、貸付手続に遺漏
		のないよう十分に注意し、

基づき、宮崎県知事等から平成24年度及び平成25年度包括外部監査 結果報告に対して措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり 公表する。

平成27年1月8日

宮崎県監査委員 宮 本 尊 宮崎県監査委員 山 口 博 宮崎県監査委員 中 野 廣 明 宮崎県監査委員 田 口 雄 二

- 第1 平成24年度包括外部監査結果報告に対して講じた措置
 - 1 包括外部監査の特定事件 基金の管理及び運用について
 - 2 包括外部監査の結果に基づく措置
 - (1) 監査意見
 - ア 宮崎県産業廃棄物税基金

(ア) 効果測定について	
監査の結果	講じた措置
平成21年10月に効果の検証をし	制度導入10年目の平成26
ているが、効果測定の困難性から	年度に、27年度以降の課税
効果が明確に示されてはいないよ	継続等について検討を行っ
うである。今後制度導入10年目の	たところ、税制導入によっ
平成26年度には効果測定をより一	て、最終処分量や不法投棄
層明確にすべきと考える。	数が減少するとともに、排
	出事業者にアンケート調査
	を行い、排出事業者の排出
	抑制等に取り組む意識付け
	になっていること等がわか
	ったことから、一定の効果
	があったと考えている。
	あわせて、平成27年度以
	降も産業廃棄物税を継続、
	活用し、循環型社会の形成
	をさらに推進する必要があ
	り、さらに九州各県におい
	ても産業廃棄物税の課税を
	継続する方向であることか
	ら、27年度以降も税制を継
	続したい旨、先の11月県議
	会において報告したところ
	である。
	今後は、来年2月議会に
	税条例改正案を上程する予
	定である。

- 第2 平成25年度包括外部監査結果報告に対して講じた措置
 - 1 包括外部監査の特定事件 県出資団体の財務状況について(資産を中心として)
 - 2 包括外部監査の結果に基づく措置
 - (1) 指摘事項

ア 財務規程について【一般財団法人都城圏域地場産業振興 センター】

監査の結果	講じた措置
財務規程に修正すべき箇所があ	財務規則の文言について
る。	は、第4条の条文を「第4
	条 センターの会計につい
	ては、公益法人会計基準に

適切な事務処理に努める。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第 252条の38第6項の規定に

より処理するものとする。 」に変更し、第18条の条文 を削除する規程の改正を行った。

イ 現金実査について【公益社団法人宮崎県農業振興公社】

監査の結果	講じた措置
会計処理規程に定められた金種	実際の手続きと合った規
表が作成されておらず、規程と実	程に変更するよう指導を行
際の手続きに乖離が生じている。	い、去る6月開催の理事会
手持現金は少額ではあるが、規程	において、会計処理規程の
にある手続きは実施すべきであり	改正を行った。
、もし、その必要性が乏しいと判	
断するのであれば、規程の変更を	
行うべきである。	

ウ 固定資産実査について【公益社団法人宮崎県農業振興公 社】

監査の結果	講じた措置
固定資産の実査が規程に定めら	規程に定められたとおり
れた通りに実施されていない。固	に実査を行うよう指導を行
定資産の現物管理の観点から実施	い、農業振興公社において
することが必要である。	固定資産台帳との照合を実
	施した。

ェ 別途保管の現金について【一般財団法人一ツ瀬川県民スポーツセンター】

E6-1 61-E8	246.3 x 3 1.11. mmt
監査の結果	講じた措置
当団体は回数券を発行している	今までは、預り金として
が、当該売上現金は別途に保管し	現金で保管し使用時に売上
ており、回数券が使われる都度、	処理を行っていたが、今後
売上現金として起票している。重	は回数券販売時に前受金と
要性は乏しいものの、前受金とし	して入金起票し使用時に売
て受け入れる必要がある。	上に計上することとした。

オ 預金管理について【一般財団法人一ツ瀬川県民スポーツセンター】

監査の結果	講じた措置
定期預金残高と帳簿残高に差異	残高証明書を入手してい
(利息の計上もれ)があった。適	なかったことは、初歩的な
切な会計処理が必要である。また	事務ミスであり、定期預金
、決算時においては残高証明書を	の利息 1,568円は、今年度
入手して残高の確認作業を実施す	雑収入として処理した。
ることが望まれる。	今後は適正な処理を行い
	ミスの無いよう確認のうえ
	決算処理を行う。

(2) 監査意見

ア 自主財源の確保について【公益財団法人宮崎県国際交流 協会】

加 <i>云</i> ▮	
監査の結果	講じた措置
現状、収入の約8割は、県から	同協会では、開催するイ
の委託である。出資も約8割が県	ベントや講座等において、
、市町村が2割弱となっている。	機会あるごとに会員加入促
県の財政も厳しい折、県に過度に	進のための呼びかけを行い
依存しない自主財源の確保が課題	、可能な限りの収入確保に
である。	努めているところである。
	今後も引き続き、収入確
	保に努めるよう指導してい

きたい。

イ 今後の県民文化振興事業の実施について【公益財団法人 宮崎県立芸術劇場】

監査の結果	講じた措置
県民文化振興事業を行うために	県民文化振興事業を行う
、平成24年度には文化事業基金を	にあたり、平成25年度は、
約57百万円取り崩している。	企業との共催による負担軽
今後、県民文化振興事業の継続	減やチケットのインターネ
的な実施の観点から、自主財源を	ット予約販売の導入など販
拡充する方策の充実が必要となる	売促進に努めるとともに、
と思われる。	文化庁からの助成金等を積
	極的に活用することにより
	、文化事業基金の取り崩し
	を37百万円に圧縮すること
	ができた。県民文化事業を
	継続的に実施するため、引
	き続き財源の確保に努める
	0

ウ 貸館稼働率について【一般財団法人都城圏域地場産業振 関センター】

興センター】	
監査の結果	講じた措置
貸館事業については利用向上を	貸館(固定資産)の有効
目指し、関係各所への働きかけ等	活用を図るため、次のとお
様々な取り組みを行っているもの	り対応を行った。
の、利用は低迷している。貸館(・南九州の都市部への営業
固定資産)の有効活用の観点から	活動を行うこととした。
今後の利用拡大への更なる取組み	・新規利用者向け(展示場
が望まれる。	お試しチャレンジ)として
	は、初回に限り、搬入日の
	使用料のサービスを実施す
	ることとした。ただし、使
	用期間は、2日間以上の利
	用者に限定し、使用料につ
	いては、搬入日(9時~17
	時)を無料とした。
	・既存利用者向け(展示場
	お試しプラスワン)として
	は、過去3か年に利用した
	最大回数にプラス1回利用
	した場合、そのプラス1回
	分の使用料のうち、搬入日
	の使用料に限りサービスを
	実施することとした。ただ
	し、使用期間は、2日間以
	上の利用者に限定し、使用
	料については、搬入日(9
	時~17時)を無料とした。

エ 事業収入について【公益財団法人みやざき観光コンベンション協会】

M A	
監査の結果	講じた措置
平成24年度の事業活動収入のう	観光カレンダー等の質を
ち、補助金が全体の81.7%を占め	向上させ、広く観光PRに
ている。債券金利が低迷している	資するものとし、商品の魅
現状では基本財産運用収入の増加	力を高めることで販売促進

は見込めないため、賛助会員の増に努めてまいりたい。 加による会費の増加やカレンダー また、活動について周知 、グッズの販売等による事業収入 に努め、賛助会員の増加に の増加を図ることが今後の課題と 努めてまいりたい。 いえる。

オ 事業未収金について【公益社団法人宮崎県農業振興公社

]

監査の結果	講じた措置
事業未収金のうち、就農支援資	事業未収金の処理につい
金貸付金 3,600千円は自己破産通	ては、監査意見のとおり処
知を受け取った現在所在不明の元	理を行うよう指導し、平成
新規就農者に対するものであり、	25年度決算においては、そ
これに対して貸倒引当金を 100%	のとおり計上した。
引当計上し、特定資産としている	また、滞納に対する今後
が流動資産ではなく「その他固定	の事務処理については、引
資産」に計上すべきである。また	き続き協議を進めていくこ
、滞納が長期化していることから	ととした。
、今後の処理について留意が必要	
である。	

カ 長期保有地について【公益社団法人宮崎県農業振興公社

1

監査の結果	講じた措置
流動資産の長期保有地に平成10	長期保有地については、
年度買入れ分1件 636千円(買入	積極的に周知を行い、早期
費 1,192千円) 、平成12年度買入	の売渡しに努めるよう指導
れ分1件 6,638千円(買入費16,6	した。
00千円)が計上されている。いず	農業振興公社においては
れも平成24年度で時価評価し、用	、ホームページへの掲載や
地評価損合計10,518千円を計上し	現地への看板設置などによ
ており、資産の評価に問題はない	り周知を行っているところ
が、長期滞留資産であり、早期の	である。
対応が望まれる。	

キ 長期貸付金について【公益社団法人宮崎県農業振興公社

監査の結果	講じた措置
長期貸付金のうち、就農支援資	長期貸付金の延滞等につ
金貸付金の延滞2件(375千円、	いては、関係機関と連携し
220千円)と平成22年度就農奨学	、回収に努めるよう指導し
金貸与金の返還決定分1件(160	た。
千円) について回収状況に留意が	農業振興公社では、就農
必要である。	支援資金貸付金の延滞につ
	いては、面談の実施等の対
	応を検討し、また就農奨学
	金貸与金の返還決定分につ
	いては、返還猶予の申請に
	対し、認可処理を行ったと
	ころである。

ク 埋却地の売却について【公益社団法人宮崎県農業振興公 社】

監査の結果	講じた措置
平成22年度発生の口蹄疫におい	長期保有地については、
て農地保有合理化事業を活用した	積極的に周知を行い、早期
埋却地の確保が行われている。当	の売渡しに努めるよう指導
該埋却地については家畜伝染病予	した。

防法により処分できない3年間が 農業振興公社においては 経過している。現状では農地とし、ホームページへの掲載や ての利用は困難とのことであるの 現地への看板設置などによ で、今後農地として再生整備を行り周知を行い、平成25年度 ったのちに、担い手農家等に売却 に7箇所、26年度に4箇所 していくことが必要である。

の売渡しを行った。

ケ 財務状況について【一般財団法人一ツ瀬川県民スポーツ

センター】

監査の結果	講じた措置
平成21年度より売上は連続して	平成25年度も収支黒字を
減少しており、平成24年度は経常	確保したところであるが、
黒字であったものの、平成22年度	利用料収入の増加を図るな
、平成23年度は損失計上となって	ど引き続き財務基盤の強化
おり、財務状況は安定していると	に努めることとしたい。
までは言い難い。一層の事業力の	
向上、財務基盤の強化が望まれる	
0	

コ 現金管理について【一般財団法人一ツ瀬川県民スポーツ センター】

講じた措置
小口現金の確認はフロン
トの担当が毎日行っている
が、出納帳の作成を怠って
いた。今回の指摘を受け、
今後は会計規程を遵守する
こととし、小口現金出納帳
を早急に作成し出納責任者
が月末に認印するよう改善
した。

サ 預り商品の管理について【一般財団法人一ツ瀬川県民ス ポーツセンター】

監査の結果	講じた措置
当団体では売店事業における預	レジスターの購入により
り商品の受け払いを記録しておら	業者別の売上を管理するこ
ず、帳簿上においても相手先別に	ととした。
管理していない。業者別に受け払	また、売店事業における
いを記録し、請求内容との照合や	相手先別に帳簿を作成し毎
相手先別に預り金残高を把握する	月棚卸しを行い管理できる
ことが必要である。	よう改善した。

シ 固定資産管理について【一般財団法人一ツ瀬川県民スポ ーツセンター】

監査の結果	講じた措置
当法人ではリース分を含めた自	リースを含めた財団所有
社分並びに県有分の固定資産の定	の固定資産について、毎年
期的な実地検査は行われていない	定期的検査を実施する。
。管理固定資産の数量等の重要性	固定資産については、理
を鑑みれば、定期的に実地調査を	事会を開催し、会計規程を
実施することが必要と考える。	改正し、対象を「耐用年数
	が1年を超えるもの」に改
	めた。